

様式コード  
2 2 2 3

健 康 保 險  
厚 生 年 金 保 險  
厚 生 年 金 保 險

## 届出書類 産前産後休業終了時報酬月額変更届

70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届

令和 年 月 日提出

事務長	部長	課長	係長	係員

提出者記入欄	事業所整理記号					—						
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒                  —											
	事業所所在地											
	事業所名称											
	事業主氏名											
	電話番号	( )										

事業所記号

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

申出者署名欄	<p>産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)</p> <p>日本年金機構理事長あて</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>令和 年 月 日</p>
	<p>電話 ( )</p>	

- #### ○ 産前産後終了時報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくとも、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

- #### ○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

様式コード
2 2 2 3

健 康 保 険  
厚生年金保険  
厚生年金保険

## 産前産後休業終了時報酬月額変更届

70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号							受付印									
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -						社会保険労務士記載欄									
	事業所名称																
	事業主氏名																
	電話番号	( )															
申出者署名欄	産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)												令和 年 月 日				
	日本年金機構理事長あて																
	住所							電話	( )								
被保険者欄	① 被保険者整理番号	② 個人番号 [基礎年金番号]		④ 被保険者 生年月日	5.昭和 7.平成	年	月	日									
	③ 被保険者 氏名	(フリガナ) (氏)		⑥ 子の 生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日	⑦ 産前産後休業 終了年月日	7.平成 9.令和	年	月	日				
	⑤ 子の 氏名	(フリガナ) (氏)		⑧ 支給月 給与支給月 及び 報酬月額	⑨ 現物 合計	⑩ 総計											
	月	日	円	円	円	円											
	月	日	円	円	円	円											
	月	日	円	円	円	円											
	⑪ 修正平均額									円							
	⑫ 従前標準 報酬月額	健 厚	⑬ 昇給 降給	1. 昇給 2. 降給 月	⑭ 遅及支払額	⑮ 改定年月	年	月									
	千円	千円	月	月	円	年	月										
	⑯ 締切日 支払日	支払日 日 当月翌月 日	備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他( ) (特定適用事業所等)														
⑰ 月変該当 の確認	該当する場合はチェックしてください 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いで、 育児休業等を開始していませんか。													※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いで 育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。			

### ○ 産前産後終了時報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、隨時改定に該当なくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4ヵ月目の標準報酬月額から改定することができます。  
ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いで育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

### ○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。